乾汽船株式会社

第97回
定時株主総会
招集ご通知

日時 **平成29年６月23日（金曜日）**
午前10時（受付開始：午前９時）

場所 東京都千代田区平河町二丁目６番４号
海運クラブ（海運ビル）
２階ホール
※末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。

議案

第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役５名選任の件
第３号議案　監査役１名選任の件

目次

第97回定時株主総会招集ご通知…… 1
株主総会参考書類…… 3
事業報告…… 8
連結計算書類…… 31
計算書類…… 34
監査報告書…… 37

証券コード：9308

株 主 各 位

証券コード 9308
平成29年６月７日

東京都中央区勝どき一丁目13番６号
乾汽船株式会社
代表取締役社長 **乾　康之**

第97回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第97回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否を記入し、平成29年６月22日（木曜日）午後５時までに到着するようご返送ください。

敬　具

記

1 日　　時　**平成29年６月23日（金曜日）午前10時**（受付開始：午前９時）

2 場　　所　東京都千代田区平河町二丁目６番４号
海運クラブ（海運ビル）　２階ホール
（末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

・株主総会でのお土産の配布は予定しておりません。

3 目的事項

報告事項
１．第97期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第97期（平成28年４月１日から平成29年３月31日まで）計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役５名選任の件
第３号議案　監査役１名選任の件

以　上

１．当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
２．株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.inui.co.jp/ir/stock/meeting.html）に掲載いたします。
３．本招集ご通知において提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.inui.co.jp/ir/stock/meeting.html）に掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。
・連結計算書類の連結注記表
・計算書類の個別注記表
なお、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類には、本招集ご通知の提供書面に記載のもののほか、この連結注記表及び個別注記表も含まれております。

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、下記のとおりといたしたいと存じます。

１．剰余金の処分に関する事項

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策に備えるため、別途積立金を取り崩し、繰越利益剰余金に振り替えたいと存じます。

（１）減少する剰余金の項目とその額

別途積立金　　1,600,000,000円

（２）増加する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金　　1,600,000,000円

２．期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては、当期の業績と今後の事業展開等を総合的に勘案し、下記のとおりといたしたいと存じます。

（１）配当財産の種類

金銭

（２）株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金９円 総額225,588,357円

（年間配当金は、１株につき中間配当金９円を含め、合計18円となります。）

（３）剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年６月26日

第２号議案　取締役５名選任の件

取締役全員（５名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役５名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号１

氏名（生年月日）

再任

いぬい　やすゆき
乾　康之
（昭和43年12月５日生）

所有する当社株式の数
28,130株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

平成16年４月　当社入社
平成18年２月　同常務取締役不動産本部長兼物流本部企画部長
平成19年12月　同常務取締役管理本部社長室長
平成20年２月　同代表取締役専務取締役
平成20年12月　同代表取締役社長
平成25年５月　同代表取締役社長物流事業部門担当
平成27年４月　同代表取締役社長コーポレート部門担当
平成28年４月　同代表取締役社長（現任）

取締役候補者とした理由

不動産事業部門、倉庫事業部門、管理部門等の担当役員等を務め、平成20年12月より代表取締役社長として当社の経営を担っており、当社及び当社グループの事業に関する豊富な業務経験と経営全般及び管理運営業務に関する知見を有していることから引き続き取締役候補者としております。

候補者番号２

氏名（生年月日）

再任

いぬい　たかし
乾　隆志
（昭和45年12月20日生）

所有する当社株式の数
50,505株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

平成19年８月　旧乾汽船株式会社入社
平成19年８月　株式会社商船三井出向
平成24年６月　旧乾汽船株式会社取締役経営管理部長
平成26年６月　同代表取締役社長
平成26年10月　当社取締役専務執行役員海運事業部門担当
平成28年４月　同取締役専務執行役員（現任）
平成29年３月　イヌイ運送株式会社代表取締役社長（現任）

重要な兼職の状況
イヌイ運送株式会社代表取締役社長

取締役候補者とした理由

旧乾汽船株式会社経営管理部長及び代表取締役社長を務め、平成26年10月より取締役専務執行役員として当社の経営を担っており、当社及び当社グループの事業に関する豊富な業務経験と経営全般、海運事業及び管理運営業務に関する知見を有していることから引き続き取締役候補者としております。

候補者番号３

氏名（生年月日）

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

再任　社外　独立

苦瀬（くせ）　博仁（ひろひと）

（昭和26年３月１日生）

所有する当社株式の数

―

昭和61年４月　東京商船大学（現東京海洋大学）商船学部船舶運航研究施設助教授
平成６年10月　同商船学部流通情報工学課程教授
平成15年10月　東京海洋大学海洋工学部流通情報工学科教授（大学統合による）
平成21年４月　同理事・副学長
平成23年９月　日本物流学会会長
平成24年６月　当社社外取締役（現任）
平成26年４月　流通経済大学流通情報学部教授（現任）

重要な兼職の状況

流通経済大学流通情報学部教授

社外取締役候補者とした理由

ロジスティクスシステム等の専門領域をはじめ当社事業活動について広範囲にわたる深い知見を有しており、社外取締役として職務を適切に遂行していただけるものと判断しています。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

候補者番号４

氏名（生年月日）

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

再任　社外　独立

川﨑（かわさき）　清隆（きよたか）

（昭和40年11月26日生）

所有する当社株式の数

―

平成３年４月　弁護士登録
　　御堂筋法律事務所（現弁護士法人御堂筋法律事務所）入所
平成12年１月　同事務所パートナー
平成14年12月　弁護士法人御堂筋法律事務所社員（現任）
平成18年６月　株式会社ワールド社外取締役
平成26年10月　当社社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

弁護士（弁護士法人御堂筋法律事務所社員）

社外取締役候補者とした理由

弁護士としての専門的な見識を当社の経営に活かし、社外取締役として職務を適切に遂行していただけるものと判断しています。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。

候補者番号５

氏名（生年月日）

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

新任 **社外**

かんばやし　のぶみつ
神林　伸光
（昭和23年５月28日生）

所有する当社株式の数

―

昭和46年４月　川崎重工業株式会社入社
平成10年４月　同船舶事業本部営業本部商船営業部長
平成20年４月　同常務執行役員営業推進本部長兼株式会社川崎造船取締役副社長
平成22年４月　株式会社川崎造船代表取締役社長
　　兼川崎重工業株式会社常務取締役（非常勤）
平成22年10月　川崎重工業株式会社代表取締役常務取締役
　　船舶海洋カンパニープレジデント
平成25年６月　同特別顧問
平成27年６月　一般財団法人日本船舶技術研究協会理事長（現任）
平成28年３月　東海カーボン株式会社社外取締役（現任）

重要な兼職の状況
一般財団法人日本船舶技術研究協会理事長
東海カーボン株式会社社外取締役

社外取締役候補者とした理由

海運業界及び造船業界における長年の経験と知見を当社経営に反映し、社外取締役として職務を適切に遂行していただけるものと判断しています。

（注）１．各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
２．苦瀬博仁、川﨑清隆、神林伸光の３氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、苦瀬博仁、川﨑清隆の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
３．苦瀬博仁氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって５年となります。
４．川﨑清隆氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって２年９ヶ月となります。
５．社外取締役との責任限定契約について
苦瀬博仁、川﨑清隆の両氏は、当社との間で、会社法第427条第１項及び当社定款第31条の規定により、会社法第423条第１項の損害賠償責任の限度額を、法令の定める最低責任限度額とする責任限定契約をそれぞれ締結しており、苦瀬博仁、川﨑清隆の両氏の選任が承認された場合、両氏との当該契約を継続する予定であります。また、神林伸光氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で、同内容の責任限定契約を締結する予定であります。

第３号議案　監査役１名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役田中正人氏は任期満了となりますので、監査役１名の選任をお願いするものであります。

本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名（生年月日）	略歴、地位及び重要な兼職の状況
再任　社外　独立 **田中（たなか）　正人（まさと）** （昭和25年７月14日生） **所有する当社株式の数** ―	昭和49年４月　野村證券株式会社入社 平成３年11月　同総合企画室長 平成12年６月　野村アセットマネジメント株式会社取締役常務執行役員 平成15年６月　株式会社野村総合研究所常勤社外監査役 平成25年４月　株式会社エグゼクティブ・パートナーズ理事（現任） 平成25年６月　当社社外監査役（現任） **重要な兼職の状況** 株式会社エグゼクティブ・パートナーズ理事 **社外監査役候補者とした理由** 企業経営につき豊富な経験と知識を有し、社外監査役として経営の監視や適切な助言を行うことにより当社の監査体制を強化できるものと判断したため、選任をお願いするものであります。

（注）１．候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

２．田中正人氏は社外監査役候補者であります。なお、当社は、田中正人氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

３．田中正人氏の当社社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって４年となります。

４．社外監査役との責任限定契約について
田中正人氏は、当社との間で、会社法第427条第１項及び当社定款第42条の規定により、会社法第423条第１項の損害賠償責任の限度額を、法令の定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しており、田中正人氏の選任が承認された場合、同氏との当該契約を継続する予定であります。

以　上

事業報告（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）

1　企業集団の現況に関する事項

（1）事業の経過及び成果

当連結会計年度における世界経済としては、米国では所得や個人消費を取り巻く環境の改善を背景に景気は堅調に推移し、欧州では英国のEU離脱による混乱は落ち着き、景気は緩やかに回復しました。中国では公共投資により景気が下支えされ、減速感は一服しました。日本経済におきましては個人消費や設備投資の回復は依然弱いものの、雇用情勢は底堅く、景気は緩やかに持ち直しつつあります。

このような状況下、当連結会計年度における当社グループの業績におきましては、売上高は17,889百万円、営業損益は2,179百万円の損失、経常損益は2,346百万円の損失、親会社株主に帰属する当期純損益は880百万円の損失となりました。

当社グループのセグメント別の業績は、次のとおりであります。

①外航海運事業（ロジスティクス）

外航海運事業におけるドライバルク船市況は、歴史的な市況低迷期から徐々に回復してまいりましたが、依然として船腹供給過多の状況が継続しており、本格的な回復には至らず採算を大幅に割り込む水準となりました。11月以降、大西洋において市況が急回復する局面がありましたが、当社船隊は太平洋を主要水域としており、影響は限定的でした。

このような状況下、当社グループの外航海運事業におきましては、売上高は前期比2,610百万円減収（△22.7%）の8,897百万円となりましたが、セグメント損益は前連結会計年度における減損損失計上に伴う減価償却費の減少等により、前期比1,218百万円改善し、3,484百万円の損失となりました。

②倉庫・運送事業（ロジスティクス）

国内の物流業界におきましては、貨物保管残高は前期を下回る水準で推移し、貨物取扱量は前期と概ね同水準で推移いたしました。

このような状況下、当社グループの倉庫・運送事業におきましては、前第２四半期連結会計期間より連結子会社となったイヌイ運送株式会社の収益寄与により、売上高は前期比326百万円増収（＋7.8%）の4,504百万円となりました。セグメント損益は売却による施設の減少等により、前期比6百万円減益の11百万円の損失となりました。

③不動産事業

都心部の賃貸オフィスビル市況は空室率の改善傾向が見られ、賃料水準も小幅な上昇が続いております。また、東京23区の賃貸マンション市況は昨年の年明け以降、軟化傾向にあり前期を若干下回る水準で推移いたしました。

このような状況下、当社グループの不動産事業におきましては、既存賃貸物件の稼働率が上昇したものの、持分法適用会社の株式譲渡に伴う施設の減少等により、売上高は前期比491百万円減収（△9.9%）の4,487百万円となりました。セグメント利益は既存賃貸物件の稼働率上昇による収益寄与に伴い、前期比44百万円増益（＋2.0%）の2,220百万円となりました。

事業セグメント別売上高

事業の種類別セグメントの名称	売上高	
	金額（百万円）	構成比（%）
外航海運事業	8,897	49.7
倉庫・運送事業	4,504	25.2
不動産事業	4,487	25.1
合　計	17,889	100.0

（2）設備投資の状況

当連結会計年度において実施した企業集団の設備投資の総額は1,294百万円であります。

① 当連結会計年度中に完成した主要設備
該当事項はありません。

② 当連結会計年度継続中の主要設備の新設、拡充、改修
外航海運事業において、建造中の船舶が３隻あります。
不動産事業において、大規模修繕工事を行っている不動産が１棟あります。

③ 重要な固定資産の売却、撤去、滅失
該当事項はありません。

（3）資金調達の状況

当連結会計年度においては、増資又は社債発行による資金調達は行っておりません。

（4）対処すべき課題

当社は、2017年2月に中期経営計画「はじめての中期経営計画～今を生きる、明日を生きる～」（計画期間：2017年４月～2020年３月）を策定しました。当中期経営計画では、①資産の力を事業の力に、②カイゼンは宝、③「らしさ」の追求、という３つの経営の基本方針を定め、不況を乗り切り成長するための自助努力を推進してまいります。

重点目標

①ＲＯＥ５％～８％

市況安定時に５％超となる構造へ　好況時は８％超を臨みます。

②配当

・基本は、従来どおり「良いときは笑い、悪いときにも泣かない」方針とします。
・但し、海運業の収益ボラティリティは大きく、現行の安定配当に拘ることは、経営基盤の毀損につながると判断します。
・業績に応じて、良いとき、悪いときの判断基準を定め、「悪いとき」には減配もありますが、無配を前提にはしません。
・また、「良いとき」には配当性向の累進による増配を提案してまいりたいと考えます。

「中期経営計画」については、当社ウェブサイトの補足説明資料も併せてご参照ください。
(http://www.inui.co.jp/ir/library/managementplan.html)

（5）財産及び損益の状況

		第94期 平成26年３月期	第95期 平成27年３月期	第96期 平成28年３月期	第97期 平成29年３月期 （当連結会計年度）
営業収益	（百万円）	7,329	－	－	－
売上高	（百万円）	－	15,814	20,665	17,889
営業利益又は営業損失（△）	（百万円）	329	△570	△3,538	△2,179
経常利益又は経常損失（△）	（百万円）	252	△1,045	△4,398	△2,346
親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失（△）	（百万円）	156	9,246	△14,234	△880
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失（△）	（円）	9.83	450.99	△567.88	△35.12
総資産	（百万円）	40,149	75,850	50,804	48,226
純資産	（百万円）	16,651	35,947	20,036	18,527
1株当たり純資産	（円）	1,043.46	1,433.96	799.34	739.15

（注）1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失（△）は、期中平均発行済株式総数により算出しております。
なお、期中平均発行済株式総数は自己株式を控除した株式数を用いております。

（6）重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金（百万円）	議決権比率（%）	主要な事業内容
DELICA SHIPPING S.A.	3	100.0	船舶の所有及び貸渡業
INUI SHIPPING（SINGAPORE）PTE.LTD.	3,303	100.0	船舶の所有、貸渡及び運航事業
イヌイ運送株式会社	385	100.0	一般貨物運送
イヌイ倉庫オペレーションズ株式会社	20	100.0	荷役作業請負、貨物運送
イヌイ倉庫開発合同会社	10	100.0	物流不動産事業の企画、開発、賃貸、仲介並びに建物管理

（注）当事業年度末日において特定完全子会社はありません。

（7）企業集団の主要な事業セグメント

①外航海運事業（ロジスティクス）

船舶の自社運航による貨物輸送、船舶貸渡業

②倉庫・運送事業（ロジスティクス）

倉庫、荷役、貨物運送、物流不動産事業の企画、開発、賃貸、仲介並びに建物管理

③不動産事業

施設賃貸

（8）企業集団の主要拠点等

① 当社

名称	事業拠点
本社	東京都中央区
マンション・オフィスビル等	東京都：６件　　神奈川県：１件
倉庫・文書センター	東京都：５事業所　茨城県　：１事業所　埼玉県：１事業所 千葉県：４事業所　神奈川県：３事業所

② 子会社

会社名		事業拠点
DELICA SHIPPING S.A.	（本社　パナマ共和国）	パナマ共和国：１事業所
INUI SHIPPING（SINGAPORE）PTE.LTD.	（本社　シンガポール共和国）	シンガポール共和国：１事業所
イヌイ運送株式会社	（本社　東京都江東区）	東京都：４事業所 その他：３事業所
イヌイ倉庫オペレーションズ株式会社	（本社　東京都中央区）	東京都：３事業所 その他：６事業所
イヌイ倉庫開発合同会社	（本社　東京都中央区）	東京都：１事業所

（9）事業の用に供する船舶の状況

	船名	船種	総トン数	重量トン数
子会社	KEN SAN 他 計　　17隻	貨物船	331,897トン	540,281K/T
用　船	計　　11隻	貨物船	256,882トン	437,840K/T
合　計	28隻		588,779トン	978,121K/T

（10）企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
178名	16名減

（注）使用人数は就業人員であります。

（11）主要な借入先の状況

借入先	借入額（百万円）
株式会社三井住友銀行	13,488
株式会社みずほ銀行	3,654
株式会社愛媛銀行	2,201
三井住友信託銀行株式会社	550
みずほ信託銀行株式会社	249

（12）その他企業集団に関する重要な事項

該当事項はありません。

2　会社の株式に関する事項

（1）発行可能株式総数　70,000,000株
（2）発行済株式の総数　25,065,373株
（自己株式1,007,587株を除く）

（3）株主数　7,678名

（4）上位10名の大株主

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
インタートラスト　トラステイーズ　ケイマン　リミテッド アズ　トラステイー　オブ　ユビキタス　ファンド－クラス　デイー	1,521	6.07
東京海上日動火災保険株式会社	1,283	5.12
立花証券株式会社	1,005	4.01
松岡冷蔵株式会社	992	3.96
アルファレオ1号投資事業有限責任組合	985	3.93
株式会社商船三井	957	3.82
エムエルアイ　フォークライアントジェネラル オムニノンコラテラルノントリーティーピービー	931	3.72
乾　民治	902	3.60
株式会社三井住友銀行	848	3.38
乾　英文	698	2.79

（注）1. 持株比率は当社が保有する自己株式（1,007,587株）を控除して計算しております。
2. アルファレオ株式会社及びその共同保有者により、平成29年３月27日（報告義務発生日：平成29年３月21日）付で以下の内容の大量保有報告書の変更報告書が提出されていますが、当社として実質所有株式数を確認することができないため、上記には含めていません。
（大量保有報告書の変更報告書の内容）
アルファレオ株式会社及び共同保有者　合計持株数：3,583千株、合計持株比率：14.30％

3　会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4　会社役員に関する事項

（1）取締役及び監査役の氏名等

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	乾　康之	
取締役専務執行役員	乾　隆志	イヌイ運送株式会社代表取締役社長
取締役	湯浅和夫	株式会社湯浅コンサルティング代表取締役社長
取締役	苦瀬博仁	流通経済大学流通情報学部教授
取締役	川﨑清隆	弁護士（弁護士法人御堂筋法律事務所社員）
常勤監査役	高橋幸一郎	
監査役	田中正人	株式会社エグゼクティブ・パートナーズ理事
監査役	尾﨑輝郎	尾﨑輝郎公認会計士事務所所長 オリックス不動産投資法人執行役員 株式会社バロックジャパンリミテッド監査役

（注）1．湯浅和夫、苦瀬博仁、川﨑清隆の３氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
2．高橋幸一郎、田中正人、尾﨑輝郎の３氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
3．取締役苦瀬博仁、取締役川﨑清隆、監査役田中正人の３氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
4．監査役尾﨑輝郎氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

5．当事業年度中に次のとおり取締役の異動がありました。
【担当の異動】（平成28年４月１日付）

地位	氏名	異動前	異動後
代表取締役社長	乾　　康之	コーポレート部門担当	―
取締役専務執行役員	乾　　隆志	オペレーション部門担当	―

平成29年３月31日現在における執行役員（取締役兼務者を除く）は次のとおりであります。

地位	氏名	担当
執行役員	清水光洋	特命事項担当

（２）責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役全員と会社法第427条第１項及び当社定款の規定に基づき、会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令の定める額を責任の限度としております。

（３）取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	支給金額
取締役 （うち社外取締役）	5名 （3名）	93百万円 （21百万円）
監査役 （うち社外監査役）	3名 （3名）	26百万円 （26百万円）
合計	8名	119百万円

（注）1．取締役の報酬等の額は、平成20年２月28日開催の第87回定時株主総会において年額200百万円以内（但し、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。
2．監査役の報酬等の額は、平成19年２月27日開催の第86回定時株主総会において年額40百万円以内と決議いただいております。
3．上記のほか、平成21年２月26日開催の第88回定時株主総会決議に基づく役員退職慰労金制度廃止に伴う打切り支給額の未払残高が、取締役１名に対し７百万円あります。

（4）社外役員に関する事項

取締役　湯浅　和夫

ア．他の法人等の業務執行取締役等の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

株式会社湯浅コンサルティングの代表取締役社長であり、当社と株式会社湯浅コンサルティングとの間には、特別の関係はありません。

イ．他の法人等の社外役員の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

ウ．主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

エ．当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会26回すべてに出席し、主に物流業界における長年の経験と知見から、適宜発言を行っております。

オ．当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

取締役　苦瀬　博仁

ア．他の法人等の業務執行取締役等の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

流通経済大学流通情報学部の教授であり、当社と流通経済大学との間には、特別の関係はありません。

イ．他の法人等の社外役員の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

ウ．主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

エ．当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会26回のうち25回に出席し、ロジスティクスシステム等の専門的見地から、適宜発言を行っております。

オ．当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

取締役　川﨑　清隆

ア．他の法人等の業務執行取締役等の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

弁護士法人御堂筋法律事務所の弁護士であり、当社と弁護士法人御堂筋法律事務所との間には、特別の関係はありません。

イ．他の法人等の社外役員の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

ウ．主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

エ．当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会26回すべてに出席し、弁護士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。

オ．当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

監査役　高橋　幸一郎

ア．他の法人等の業務執行取締役等の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

イ．他の法人等の社外役員の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

ウ．主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

エ．当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会26回すべてに出席し、また、監査役会６回すべてに出席するとともに、企業経営の専門家としての専門的見地から、適宜発言を行っております。

オ．当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

監査役　田中　正人

ア．他の法人等の業務執行取締役等の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

株式会社エグゼクティブ・パートナーズの理事であり、当社と株式会社エグゼクティブ・パートナーズとの間には、特別の関係はありません。

イ．他の法人等の社外役員の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

ウ．主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

エ．当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会26回すべてに出席し、また、監査役会６回すべてに出席するとともに、企業経営の専門家としての専門的見地から、適宜発言を行っております。

オ．当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

監査役　尾﨑　輝郎

ア．他の法人等の業務執行取締役等の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

尾﨑輝郎公認会計士事務所の所長であり、当社と尾﨑輝郎公認会計士事務所との間には、特別の関係はありません。

オリックス不動産投資法人の執行役員であり、当社とオリックス不動産投資法人の間には、特別の関係はありません。

株式会社バロックジャパンリミテッドの監査役であり、当社と株式会社バロックジャパンリミテッドの間には、特別の関係はありません。

イ．他の法人等の社外役員の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

ウ．主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

エ．当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会26回のうち25回に出席し、また、監査役会６回すべてに出席するとともに、公認会計士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。

オ．当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額

該当事項はありません。

5　会計監査人の状況

（1）会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

（2）責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

（3）当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

公認会計士法第２条第１項の業務に係る報酬等	45百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	45百万円

（注）１．監査役会は、会計監査人の監査計画に基づく監査日数や要員配置等の内容、前年度の監査実績の評価、会計監査人の監査業務執行状況の相当性、監査報酬の前提となる見積りの算出根拠等について必要な検証を行ったうえで、相当であると認めたことから、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。
２．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。

（4）会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会社法第340条に定める会計監査人の解任のほか、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定するものとし、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

（5）過去２年間に業務の停止の処分を受けた者に関する当該処分に係る事項

金融庁が平成27年12月22日付で発表した懲戒処分等の内容の概要

① 処分対象

新日本有限責任監査法人

② 処分内容

・業務改善命令（業務管理体制の改善）

・３ヶ月間の業務の一部停止命令（契約の新規締結に関する業務の停止）
（平成28年１月１日から同年３月31日まで）

③ 処分理由

ア．株式会社東芝の平成22年３月期、平成24年３月期及び平成25年３月期における財務書類の監査において、同監査法人の公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明したため。

イ．同監査法人の運営が著しく不当と認められたため。

6　会社の体制及び方針

（1）取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

① 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制の整備及び維持を図ることを目的として「リスク・コンプライアンス委員会」を設置し、また、法令違反行為の予防措置、法令違反行為が発見された場合における対処方法、是正手段などを検討した結果、コンプライアンスの推進については「乾汽船グループ内部統制規程」を制定しております。

コンプライアンスを実効あらしめるために、次のとおりの具体策を行っております。

（ｉ）以下の事項を乾汽船グループ全役職員の行動規範として制定

1）法令の遵守
法令を遵守し、社内規則や倫理等の社外のルールに従って行動し、公明正大な企業活動を遂行する。

2）顧客の信頼獲得
市場における自由な競争のもとに、顧客ニーズにかなう商品・サービスを安全性や個人情報・顧客情報の保護に十分配慮して提供するとともに、正しい商品情報を的確に提供し、顧客の信頼を獲得する。

3）相互発展
公明正大な取引関係の上に取引先との信頼関係を築き、相互の発展を図る。

4）企業情報の開示
財務諸表をはじめとした企業情報は、事実を適正に表示し、適切に開示する。

5）株主・債権者の理解と支持
公正かつ透明な企業経営により、株主・債権者の理解と支持を得る。

6）役職員の連帯と自己発現への環境づくり
役職員が企業の一員として連帯感を持ち、自己の能力・活力を発揮できるような環境づくりを行う。

7）個人情報等の適正な管理
個人情報、自社の機密情報を適正に管理する。

8）政治・行政との関係
政治・行政との健全かつ正常な関係を維持する。

9）反社会的勢力及び団体への対処
市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関係を持たない。

10）環境問題への取り組み
環境問題への取り組みは人類共通の課題であり、企業の存在と活動に必須の要件であることを認識し、地球環境の保護に配慮した行動に努める。

（ⅱ）内部監査部門として監査室を設置

（ⅲ）コンプライアンスに関する研修体制の整備

（ⅳ）監査室に公益通報及び相談窓口を設置

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役・使用人の職務執行の状況を記録するための取締役会議事録及び稟議書等の文書の作成、保存（保存期間を含む。）、管理（管理する部署の指定を含む。）等については、「決裁規程」、「文書取扱規程」を定め、運用しております。

また、情報の管理については、「情報システム管理規程」、「個人情報保護規程」を定め、運用しております。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

事業の推進に伴って生じ得るリスクを把握・分析し、これに備えています。また、企業集団において生じ得るリスクについても同様に考えております。

リスク管理体制の規範として「乾汽船グループ内部統制規程」を制定し、同規程に則ったリスク管理体制を構築していくものといたします。そして、かかるリスク管理体制の一環として、リスク管理全体を統括する組織として「リスク・コンプライアンス委員会」を設置しております。また、不測の事態が発生した場合においては、社長を本部長とする「緊急対策本部」を設置し、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整えております。

④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を原則月２回（月１回以上）定時に開催するほか、必要に応じて適宜開催するものといたします。

取締役・使用人の役割分担、職務分掌、指揮命令関係等を通じた効率的な業務執行については、「業務・職務分掌規程」を制定し、運用しております。

⑤ 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社の業務の適正を確保するという目的から次のとおりの体制を確立しております。

（ⅰ）当社のコンプライアンス体制、リスク管理体制については、グループ全体に適用あるものを構築し、定めております。

（ⅱ）当社の取締役は、子会社において法令違反その他コンプライアンスに関する重要事項を発見した場合には、当社の監査役に報告するものとします。当社の監査役は意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものといたします。

（ⅲ）子会社は当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他、コンプライアンス上問題があると認めた場合には、当社の監査役に報告するものとします。当社の監査役は意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものといたします。

（ⅳ）子会社の意思決定に際しては、当社の社内規程に従い、必要に応じて当社の取締役会の承認を得ることとしております。

⑥ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき使用人（以下「補助使用人」という。）を置いておりませんが、必要に応じて、監査役の職務補助のため補助使用人を置くこととし、その人事に関しては、取締役と監査役が意見交換を行うことといたします。また、補助使用人の監査役補助業務遂行について、取締役は、その独立性につき自ら認識するとともに、関係者にも徹底させるものといたします。

⑦ 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人等が当社の監査役に報告をするための体制、並びに当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の取締役及び使用人は当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について当社の監査役に都度報告するものといたします。また、子会社の取締役、監査役及び使用人等は子会社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について当社の監査役に都度報告するものといたします。監査役はいつでも必要に応じて、これらの取締役等に対して報告を求めることができることといたします。また、これらの報告をした者は、当社の社内規程上、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものとされております。

⑧ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役からその職務の執行について生ずる費用等として前払又は償還等の請求を受けた場合には、その費用等が監査役の職務の執行について生じたものでないことが明らかである場合を除き、これを負担することとしております。

⑨ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

社内通報に関する規程として「公益通報制度運用要領」を制定し、その適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保するものといたします。

監査役は、監査法人及び内部監査部門とそれぞれ定期的に意見交換を行い、緊密な連携を図っていくものといたします。

（2）業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 内部統制システム全般について

当社は、「内部統制システムに関する基本方針」を当社グループの全役職員の行動規範として制定するとともに、乾汽船グループにおける内部統制システムの構築・運用、リスク管理、危機管理に関する基本的な事項については「乾汽船グループ内部統制規程」を定めております。これらの規定事項に則り、内部監査に関する取締役会直属の機関として監査室を設置しており、社内諸業務の遂行状況をコンプライアンスの観点、経営方針や社内諸規程等に対する準拠性と企業倫理の視点から、年度監査計画に基づく監査を実施するとともに、監査の報告や改善のための意見を取締役会に提供することにより、更なる経営の合理化や能率向上を図ることを推進しております。

② リスク及びコンプライアンス体制について

当社では、社内取締役及び常勤監査役並びに上位職者が出席する「リスク・コンプライアンス委員会」を定期的に開催し、当社グループの事業の推進に伴って生じ得るリスクを把握・分析するとともに、コンプライアンス体制の整備及び維持を図っています。

③ 監査役の監査の実効性を確保する体制について

当社監査役は、当社の取締役会及び経営会議並びにその他の重要な会議に参加するほか、内部監査部門から月１回の定期報告を受ける等しており、監査役への報告及び情報提供体制を整備し、監査役の監査の実効性を確保しています。

（3）株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

（4）剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つと考えており、業績に応じた配当を基本としつつ、業績にかかわらない一定水準の配当を安定的に維持する配当政策を行ってまいります。

また、当社は、中間配当と期末配当の年２回の剰余金の配当を行うことを基本方針としております。これらの配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

当事業年度の配当につきましては、１株につき配当金18円（うち中間配当金９円）とさせていただく予定です。

内部留保の使途につきましては、中長期的展望に基づき当社グループの収益基盤の強化にあててまいります。

当社は株主の皆様への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第５項の規定により「取締役会の決議により、毎年９月30日を基準日として、中間配当を行うことができる」旨を定款に定めております。

次期の配当につきましては、11頁に記載の「１企業集団の現況に関する事項（４）対処すべき課題」をご参照ください。

（注）本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てとし、また、百分比につきましては表示未満端数を四捨五入して表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	**16,578**
現金及び預金	13,304
営業未収金	1,118
繰延及び前払費用	541
貯蔵品	596
その他	1,019
貸倒引当金	△2
固定資産	**31,647**
有形固定資産	**26,840**
船舶	10,206
建物及び構築物	9,738
機械装置及び運搬具	71
工具、器具及び備品	263
土地	984
信託建物及び信託構築物	4,416
信託土地	204
建設仮勘定	904
その他	48
無形固定資産	**281**
ソフトウェア	64
商標権	173
その他	43
投資その他の資産	**4,525**
投資有価証券	3,894
退職給付に係る資産	7
その他	623
貸倒引当金	△0
資産合計	**48,226**

科目	金額
負債の部	
流動負債	**7,417**
営業未払金	1,443
短期借入金	2,980
1年内返済予定の長期借入金	1,631
未払費用	90
未払法人税等	181
賞与引当金	103
用船契約損失引当金	303
その他	683
固定負債	**22,281**
長期借入金	16,043
繰延税金負債	572
退職給付に係る負債	56
受入保証金	1,392
長期前受収益	560
長期仮受金	1,047
長期割賦未払金	1,627
特別修繕引当金	203
用船契約損失引当金	451
その他	326
負債合計	**29,699**
純資産の部	
株主資本	**17,493**
資本金	**2,767**
資本剰余金	**11,625**
利益剰余金	**4,110**
自己株式	**△1,010**
その他の包括利益累計額	**1,033**
その他有価証券評価差額金	**572**
繰延ヘッジ損益	**16**
為替換算調整勘定	**445**
純資産合計	**18,527**
負債・純資産合計	**48,226**

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		**17,889**
売上原価		**18,617**
売上総損失		**727**
販売費及び一般管理費		**1,452**
営業損失		**2,179**
営業外収益		
受取利息	26	
受取配当金	118	
受取保険金	18	
船舶燃料受渡精算金	198	
その他	57	**418**
営業外費用		
支払利息	341	
借入手数料	183	
その他	60	**585**
経常損失		**2,346**
特別利益		
固定資産売却益	21	
投資有価証券売却益	1,795	**1,816**
特別損失		
固定資産除却損	10	
固定資産売却損	4	
投資有価証券売却損	570	
その他	0	**586**
税金等調整前当期純損失		**1,116**
法人税、住民税及び事業税		175
法人税等調整額		△410
当期純損失		**880**
親会社株主に帰属する当期純損失		**880**

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	2,767	11,625	5,442	△1,009	18,826
当連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△451		△451
親会社株主に帰属する当期純損失			△880		△880
自己株式の取得				△1	△1
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額（純額）					
当連結会計年度中の変動額合計	－	－	△1,331	△1	△1,332
当連結会計年度末残高	2,767	11,625	4,110	△1,010	17,493

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当連結会計年度期首残高	950	△138	398	1,210	20,036
当連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△451
親会社株主に帰属する当期純損失					△880
自己株式の取得					△1
株主資本以外の項目の当連結会計年度中の変動額（純額）	△378	155	46	△176	△176
当連結会計年度中の変動額合計	△378	155	46	△176	△1,509
当連結会計年度末残高	572	16	445	1,033	18,527

（注）記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (平成29年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	**16,702**
現金及び預金	10,832
海運業未収金	492
営業未収金	264
繰延及び前払費用	312
立替金	22
貯蔵品	496
代理店債権	201
短期貸付金	8,535
その他	627
貸倒引当金	△5,082
固定資産	**22,140**
有形固定資産	**15,753**
建物	9,621
構築物	66
機械及び装置	10
車両運搬具	9
工具、器具及び備品	253
土地	797
信託建物	4,321
信託構築物	94
信託土地	204
建設仮勘定	324
その他	48
無形固定資産	**273**
ソフトウェア	61
商標権	173
その他	39
投資その他の資産	**6,112**
投資有価証券	3,781
関係会社株式	1,753
その他の関係会社有価証券	10
長期前払費用	59
差入保証金	187
保険積立金	271
前払年金費用	7
その他	41
貸倒引当金	△0
資産合計	**38,842**

科目	金額
負債の部	
流動負債	**7,529**
海運業未払金	2,012
営業未払金	273
短期借入金	3,580
1年内返済予定の長期借入金	591
未払金	13
未払法人税等	111
未払費用	45
前受金	255
前受収益	204
賞与引当金	80
用船契約損失引当金	303
その他	57
固定負債	**11,258**
長期借入金	7,067
繰延税金負債	292
受入保証金	1,556
長期前受収益	560
長期仮受金	1,047
用船契約損失引当金	451
その他	282
負債合計	**18,788**
純資産の部	
株主資本	**19,469**
資本金	**2,767**
資本剰余金	**11,625**
資本準備金	2,238
その他資本剰余金	9,387
利益剰余金	**6,086**
利益準備金	414
その他利益剰余金	5,671
別途積立金	4,200
固定資産圧縮積立金	60
繰越利益剰余金	1,411
自己株式	**△1,010**
評価・換算差額等	**585**
その他有価証券評価差額金	**587**
繰延ヘッジ損益	**△2**
純資産合計	**20,054**
負債・純資産合計	**38,842**

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		
海運業収益	8,103	
倉庫・運送業収益	2,251	
不動産業収益	4,518	**14,873**
売上原価		
海運業費用	10,961	
倉庫・運送業費用	2,265	
不動産業費用	2,296	**15,524**
売上総損失		**650**
販売費及び一般管理費		**1,252**
営業損失		**1,903**
営業外収益		
受取利息	35	
受取配当金	157	
受取保証料	15	
船舶燃料受渡精算金	203	
その他	34	**445**
営業外費用		
支払利息	86	
借入手数料	156	
為替差損	45	
その他	18	**306**
経常損失		**1,764**
特別利益		
固定資産売却益	14	
投資有価証券売却益	1,781	
債務保証損失引当金戻入額	331	
貸倒引当金戻入額	708	**2,835**
特別損失		
固定資産除却損	1	
投資有価証券売却損	480	
固定資産売却損	4	**486**
税引前当期純利益		**584**
法人税、住民税及び事業税		115
法人税等調整額		△219
当期純利益		**689**

(注) 記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金合計
						配当準備積立金	別途積立金	固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	2,767	2,238	9,387	11,625	414	300	9,900	68	△4,834	5,847
当事業年度中の変動額										
剰余金の配当									△451	△451
配当準備積立金の取崩						△300			300	−
別途積立金の取崩							△5,700		5,700	−
固定資産圧縮積立金の取崩								△8	8	−
当期純利益									689	689
自己株式の取得										
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額（純額）										
当事業年度中の変動額合計	−	−	−	−	−	△300	△5,700	△8	6,246	238
当期末残高	2,767	2,238	9,387	11,625	414	−	4,200	60	1,411	6,086

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△1,009	19,232	1,026	△58	967	20,200
当事業年度中の変動額						
剰余金の配当		△451				△451
配当準備積立金の取崩		−				−
別途積立金の取崩		−				−
固定資産圧縮積立金の取崩		−				−
当期純利益		689				689
自己株式の取得	△1	△1				△1
株主資本以外の項目の当事業年度中の変動額（純額）			△438	56	△382	△382
当事業年度中の変動額合計	△1	236	△438	56	△382	△145
当期末残高	△1,010	19,469	587	△2	585	20,054

（注）記載金額は百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月18日

乾汽船株式会社
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　**武　内　清　信**㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　**北　澄　和　也**㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、乾汽船株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、乾汽船株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書　謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月18日

乾汽船株式会社
　取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　**武　内　清　信**　㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　**北　澄　和　也**　㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、乾汽船株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第97期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第97期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施致しました。

①取締役会及び経営会議並びにその他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役、監査役及び内部監査部門と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月22日

乾汽船株式会社　監査役会

常勤社外監査役　**高　橋　幸一郎** ㊞

社外監査役　**田　中　正　人** ㊞

社外監査役　**尾　﨑　輝　郎** ㊞

以　上

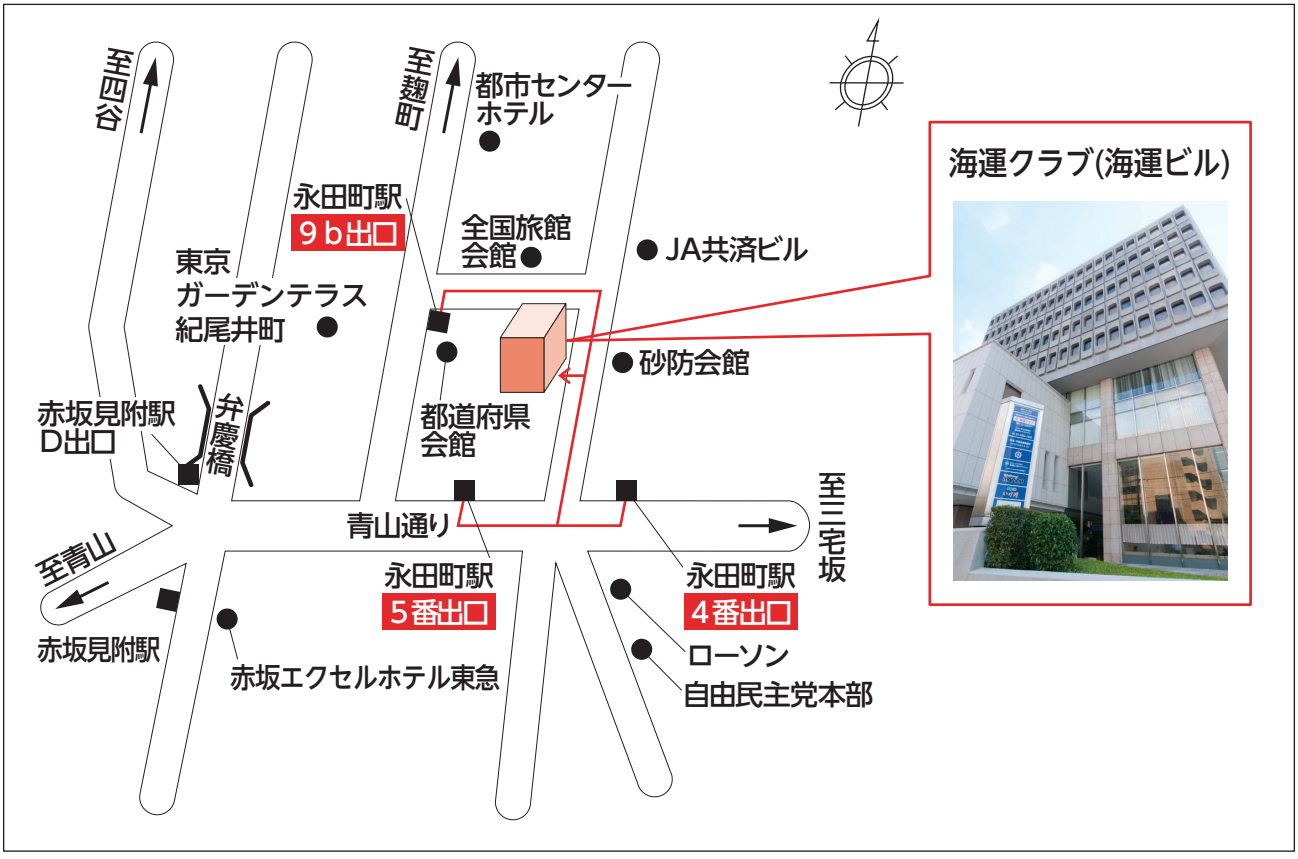
〈メ　モ　欄〉

〈メ　モ　欄〉

定時株主総会会場ご案内図

会　場　**海運クラブ（海運ビル）　２階ホール**
東京都千代田区平河町二丁目６番４号　海運ビル　電話（03）3264-1825（会場代表）

交　通　東京メトロ有楽町線
東京メトロ半蔵門線　永田町駅 **４番出口**、**５番出口** 又は **９b出口** より徒歩２分
東京メトロ南北線



乾汽船株式会社
〒104-0054 東京都中央区勝どき一丁目13番６号 プラザタワー勝どき
TEL：03（5548）8211（代）　http://www.inui.co.jp/

FSC ミックス 責任ある木質資源を使用した紙 FSC® C013080
VEGETABLE OIL INK
UD FONT 見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。